

大日本帝国憲法（官報号外）



大日本帝国憲法
第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十四日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ恕ヲサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

内閣總理大臣	伯爵黒田清隆
樞密院議長	伯爵伊藤博文
外務大臣	伯爵大隈重信
海軍大臣	伯爵西郷從道
農商務大臣	伯爵井上馨
司法大臣	伯爵山田顯義

1889年（明治22）「大日本帝国憲法 官報号外」

長谷川保敏家文書（当館蔵）

解説

大日本帝国憲法（明治憲法）は1889年（明治22）2月11日に公布されました。この憲法は、天皇が国民に与える**欽定憲法**の体裁をとり、天皇と行政府に強い権限が与えられています。天皇は、統治権のすべてを握る総攬者（第4条）であり、文武官の任命、陸海軍の統帥、宣戦・講和・条約の締結など議会が関与できない大きな権限を持っていました（**天皇大権**）。統帥権については内閣からも独立していました（**統帥権の独立**）。

天皇主権のもとで三権（立法、行政、司法）が分立し、それぞれが天皇を補佐することになりますが、様々な制限を設けられた議会に比べると、政府の権限は強く国務大臣は議会にではなく、天皇に対してのみ責任を負うとされました。

福井との関わり

憲法発布を祝して各地で式典が催されています。福井では福井師範学校、尋常中学校や宝永小学校などで式典が行われました。1889年（明治22）2月13日の福井新報では次のように伝えています。

「憲法発布式 師範学校 中学校 宝永小 一同広堂に整列し兩陛下の御真影に対し奉りて敬拝し失れより祝酒を拝載し以て佳辰を祝り奉り了りて全校生徒は勅使しとて本部書記官の藤嶋神社へ参向せらるるを待受け県庁門を出でらるるや全校構内に於て二十一発の祝砲を放ち歡呼万歳の声と共に天地を動かせり」

資料の注目ポイント!!

資料は、憲法発布を記念して発行された官報号外です。憲法の全条文（資料、左下）を掲載しています。またその前文部分（資料、右）には憲法発布勅語として発布の目的に関する記述がありますが、ここでも天皇大権や臣民としての国民の権利、憲法改正について触れられています。

関連資料

名称	概要	備考
福井県文書館企画展示 「授業にでてくる ふくいの史料」	文書館の収蔵史料と借用史料により、学校の授業にでてくるふくいの史料を展示	当館 WEB にて公開中 (http://www.archives.pref.fukui.jp/fukui/08/2008exhb/2008exhb00.html)

参考文献

- ・『国史大辞典』 吉川弘文館
- ・『日本史（A B 共通） 教授資料 研究編』 山川出版社